

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第18号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号「職員」の下に「（当該育児休暇の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（勤務成績の期間の末日）

第22条の2 条例第23条第2項の基準日前において人事委員会規則で定める日は、次のとおりとする。

（1） 3月31日（6月に支給する場合）

（2） 9月30日（12月に支給する場合）

第23条第1項第1号中「100分の106以上100分の170」を「100分の99以上100分の160」に、「100分の132以上100分の210」を「100分の125以上100分の200」に改め、同項第2号中「100分の94以上100分の106」を「100分の88以上100分の99」に、「100分の117以上100分の132」を「100分の111以上100分の125」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の82」を「100分の77」に、「100分の102」を「100分の97」に改める。

第24条第1項各号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の

50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年6月に支給する勤勉手当については、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。